町では、地球温暖化に向けて家庭部門の二酸化炭素排出量の削減とクリーンなエネルギーの導入促進を図ることを目的に和寒町省エネルギー促進支援事業を実施してきました。

地球環境にやさしいまちづくりの推進に向け、平成24年度までの2年間延長しましたので、ご利用ください。対象は、平成25年3月までに事業が完了するものとなりますので、ご注意願います。



# 【これまでの利用件数】

項目	21年度	22年度	23年度	合計	補助金額総額
住宅用太陽光発電システム設置事業	33件	9件	2件	44件	6, 455, 000円
木質バイオマス燃料ストーブ設置事業	0件	1件	2件	3件	377,000円
省エネルギー住宅改修事業	3件	66件	33件	102件	14,591,000円

太陽光発電システム、木質バイオマスストーブを設置された方は、定期報告があります。これまで報告をいただいた内容について、次号でお知らせいたします。

# 【事業内容】

### 1. 住宅用太陽光発電システム設置事業

対象者	町内にお住まいの個人(転入予定者 も含む)で、一般住宅に太陽光発電シ ステムを設置し、電力会社と電灯契約 を締結する方です。			
対象経費	太陽電池、架台、インバータ、配線、 設置工事等。(中古品は対象外) 国の住宅用太陽光発電導入支援対策 費補助金交付規程による対象システム の基準に適合していることが要件とな ります。			
助成金額	1 kw当たり3万円 (上限は5 kwで15万円) ※国の助成制度との併用可。 詳しくは取扱業者かまちづくり推進係までお問い合わせください。			

## 2. 木質バイオマス燃料ストーブ設置事業

対象者	町内にお住まいの個人(転入予定者 も含みます)または事業所で、木質ブ リケットストーブまたは木質ペレット ストーブを設置する方
対象経費	次の要件を全て満たす木質バイオマストーブが対象となります。 木質ブリケットストーブまたは木質ペレットストーブであること(中古品は対象外) ※運送料、設置工事費及び付属品の費用は除きます
助成金額	ストーブの本体価格(税抜)の <u>2分の</u> 1以内 (助成金の上限は1台に付き15 万円)

# 3. 省エネルギー住宅改修事業

対象者	町内にお住まいの個人(転入予定者も含みます)で、一般住宅(店舗等との兼用住宅も含みます)の建築年数が補助金交付申請時で10年以上経過している方
対象経費	窓の断熱改修工事、または窓の断熱改修工事と併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 ※改修部分がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること ※産業廃棄物処理費や家電製品・家具などの購入費は対象経費から除きます
助成金額	補助対象経費の2分の1以内(上限は15万円)

※いずれの事業も、本人、同居の家族全員が町民税等を完納していることが条件です。借家に設置する場合は、所有者の承諾が必要です。

### 【補助金申請手続き】

申請書等の様式は、総務課まちづくり推進係でお受け取りください。町のホームページからもダウンロードできます。和寒町ホームページ http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/

■詳細については、総務課まちづくり推進係(TEL32-2421)へお問い合わせください。



# 交流施設ひだまり

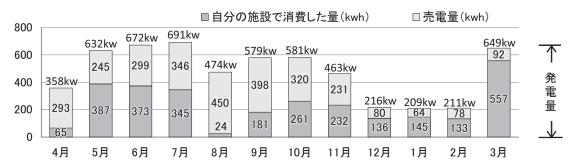
# 太陽光パネル発電状況

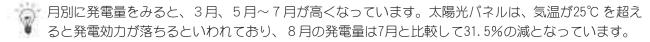
環境に配慮したまちづくりをすすめるため、環境教育の一環として、また節電効果の検証を行うため、 平成21年より交流施設ひだまりに太陽光発電システム(5.5KW, 縦1.9m×横13m)を設置し平成22年3 月15日から運転を開始、データを集計しています。平成23年度の実績について結果を報告します。

ひだまりの太陽光発電により 平成23年度年間で

5,735kwh 発電 金額に換算すると、約20万7千円分の発電量になりました。

### 【ひだまり太陽光パネルで発電した電力の量】





### 【太陽光発電による効果の目安】

	年間
消費した額 @24円×消費量(年間合計2,839kwh)	68, 136円
売電額 @48円×売電量(年間合計2,896kwh)	139,008円
습 計	207, 144円

※ 電力会社消費電力(支払う単価)と 売電の単価は異なります。今回はひだま りの電気料から算出した単価で計算して います。効果の金額は、目安です。



太陽光発電の売電単価の方が高いことから、消費量を抑え、売電量を増やすことで、効果は大きくなります。

## 太陽光発電のしくみ

太陽光発電システムから発電された電力は、施設で消費されますが、余った電力(余剰電力)については、電力会社が買い取ります。

### 【電力の買取価格】

買取価格は電力会社へ需給申込みを行った年度により異なります。ひだまりは、平成22年に受給契約を結び、1kwhあたり48円で買取られています。(平成23年度に契約した方は、42円/kwh)買取初年度から10年間は同じ料金で買取りが行われます。

